

2022年8月30日

日本交通心理士会会員及び日本交通心理学会会員各位
適性診断認定（予定）事業所各位

第17回：日本交通心理学会認定「交通カウンセラー」養成講座開催のお知らせ
（兼 国土交通省認定「第一種カウンセラー」資格要件研修）

日本交通心理学会

平成24年4月より、国土交通省の「自動車運送事業者に対する安全指導業務（適性診断・運行管理者に対する講習）への民間参入促進」措置により、交通心理士が、一定の条件付きで適性診断業務における「第一種カウンセラー」として選任されることとなりました。

当学会では、この業務に会員等の皆様が積極的に就かれますよう促進・支援する目的で会員の適性診断認定機関と業務提携し、下記の日程で養成講座（第17回目）を開催することになりました。奮ってご参加下さいますようお願い致します。

なお、東京都に新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が発令された場合等につきましては、日程の変更もございます。予めご承知おきください。

*今回の養成講座は、コロナ感染予防のため、日本交通心理学会と日本交通心理士会が共同で定める「日本交通心理学会認定「交通カウンセラー」養成講座実施に際しての新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準拠して開催されます。ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 開催場所： 東京都トラック総合会館4階研修室他			
	(必須P) 11月20日(日) ※1	10:00~17:00	第一種研修
2. 期日： 全5回 (1+4回)	(1) 11月26日(土)	10:00~17:00	第一種研修
	(2) 11月27日(日)	9:00~17:00	第一種研修
	(3) 12月10日(土)	10:00~17:00	第一種研修
	(4) 12月11日(日)	9:00~17:00	第一種研修
3. 申込み期限：2022年11月10日(木) 必着			
4. 申込み方法：受講申込書(別紙2)にご記入のうえ、日本交通心理学会事務局あてにメール添付にてお送りください。 確認後、受講票及び受講料の支払い方法などについてのご案内を返送致します。			

※1：本養成講座を受講される方は、ステップアップ講習会の必須科目(今回は11/20)を受講していただきます。すでに受講されている方は、11/26からの参加でも大丈夫です。ただし前回と内容が異なることもありますので、再度受講をお勧め致します。

注意： 国土交通省認定第一種カウンセラー資格要件研修修了には、上記「第一種研修」と記載されている期日の研修を全て出席する必要があります。

もし、途中で私事の理由により、受講できなくなった場合（欠席）におきましても「受講料」の返金は出来ません。あらかじめご了承ください。

途中の欠席分に対する補講は、別途ご相談に応じます。ただし、補講費用に関しましては別途必要（別紙 1-B 受講料参照）となります。こちらに関してもご了承ください。

詳しくは、国土交通省適性診断実施の旧認定要領及び H24.4.13 プレスリリースされた新認定要領を参照してください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

以上

<別紙 1>

交通カウンセラー養成講座「基礎講座 I」の開催内容

A 受講申込み資格：	<p>① 交通心理士補（暫定交通心理士補含む）以上の資格を有する会員</p> <p>② 産業カウンセラー、臨床心理士</p> <p>③ その他、この講座受講希望者はどなたでも可</p> <p>（ただし、③の方については「第一種カウンセラー資格要件研修の修了」の資格認定となりませんのでご承知おきください。また、交通心理士補の方は、交通心理士の資格を取得されてから修了証を交付致します）</p>
B 受講料：	<p>① 当学会会員： 4回課程 60,000 円＋教材費 4,000 円（テキストを含む） （ステップアップ講習会（必須）の受講料は含まれていません）</p> <p>② 当学会以外の方： 4回課程 80,000 円＋教材費 7,000 円（テキストを含む） （ステップアップ講習会（必須）の受講料は含まれていません）</p> <p>なお、状況により 1 回ごとの申込み（部分受講及び補講）を希望される場合は、次の受講料となります。</p> <p>イ）当学会会員：15,000 円／回 教材費 4,000 円</p> <p>ロ）当学会会員外の方：20,000 円／回 教材費 7,000 円</p>
C テキスト：	<p>テキストは、後日受講者にお送りする「交通カウンセラー養成講座テキスト」を使用いたします。</p> <p>事前に必ず読んでおいてください。</p>
D 講習修了後、得られる資格：	<p>① 国土交通省認定「第一種カウンセラー」資格（要申請）</p> <p>ただし、第一種カウンセラーになるためには、国土交通省の適性診断実施認定要領に従い、別途事業所が認定機関となる申請が必要となります。国土交通省のホームページ等を参照してください。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html</p>